

「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等募集要項等」の配布について

弊社は、2014 年 7 月 25 日に「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を策定公表したところです。同実施方針に掲げたスケジュールに従い、10 月 21 日より関心表明を受け付けておりましたが、本日より関心表明した者に対して同募集要項等の配布を開始しました。

募集要項等は、募集要項その他優先交渉権者を選定する基準、優先交渉権者と締結する協定、運営権者との契約、業務の要求水準に係る書類等の案、各種様式、参考資料等から構成されており、<u>実施方針で</u>示した諸事項の具体化、明確化を図るものです。

新関空会社としては、民間事業者が、そのノウハウを最大限活用しつつ、投資に対する収益に関し自らリスクを取る統治体制に移行することで、より効率的で緊張感のある経営を実現できる仕組みを確立し、民間事業者の柔軟な創意工夫による、空港ビジネスの展開を可能とするとともに、運営権の対価の収受により債務の早期の確実な返済を行い、関係者間の連携の下、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大に資するよう、コンセッションの成立に向けて手続きを進めて参ります。

募集要項等の内容は、<u>関心表明を受け付けた者のみに提供するもの</u>ですが、特にコンセッションの枠組みとして重要な運営権の対価等、履行保証金、今後のスケジュールについて、以下の通りお知らせします。

<運営権の対価等>

(1)運営権の対価

実施方針においては、基準価格の設定について、株式・動産等の譲渡対価その他一定額を控除し、 最終的な基準価格は募集要項に示すこととしていた。

これを受け、①<u>運営権対価に含めていた固定資産税等については、毎年実際に支払う課税額等を別途実費精算する</u>、②株式動産等譲渡対価については、事業開始前に別途受け取ることから、その相当額を運営権対価から切り離すこととし、その結果、基準価格は392億円となる。

これに伴い、運営権の対価等に係る最低提案価格は、実施方針に示した通り、募集要項に示す基準価格 392 億円から、収益連動負担金、履行保証金の金利効果(履行保証金に 1.1%を乗じた額)を控除した額となる。

(2) 収益連動負担金

実施方針においては、応募者は、毎事業年度の収益に対する割合を概ね 10%を上限として想定の上、募集要項等に示す条件の範囲内で収益連動負担金を支払うことを提案できることとしていた。

これを受け、応募者は、<u>毎事業年度の収益の 10%を上限とする定数割合の収益連動負担金を支払うことを提案できる</u>ものとする。ただし、<u>収益が 1,500 億円を超える部分については、10%を上限としつ</u>つ段階分け等も含め自由に提案できるものとする。

また、運営権者が収益を拡大させるような新たな設備投資を行った場合に、その投資によって向上







する営業収益部分を投資回収期間において収益連動負担金の算定から控除する。

<履行保証金>

実施方針においては、履行保証金の最低金額・返還方法等について、募集要項に示すこととしていた。

これを受け、履行保証金の最低金額は基準価格の事業期間相当分の 10%である 1,750 億円とする。また、履行保証金は順次運営権者に返還することとするが、運営開始当初 5 か年は長期安定的な経営基盤の確立に向けた重要な期間であるため、運営権者に事業の着実な履行を促す観点から、総額のうち最低保証金額の概ね 3 分の 1 程度の 560 億円を同期間中均等に割り当て、残額については、事業開始当初の5年間を含む全事業期間にわたって均等に割り当てて、履行確認後に返還するものとする。

<今後のスケジュール>

弊社は、募集要項において示した以下のスケジュールに沿い、優先交渉権者を選定する予定である。 なお、弊社は、下記のスケジュールを変更することがある。

スケジュール(予定)	内容
平成 26 年 11 月 12 日	> 募集要項等の配布
平成 26 年 11 月 12 日~12 月 22 日	▶ 参加資格審査書類の受付
平成 26 年 11 月 14 日~12 月 24 日	▶ 参加資格審査結果の公表
平成 27 年 2 月 16 日	> 第一次審査書類の提出期限
平成 27 年 3 月 17 日	> 第一次審査結果の通知及び公表
平成 27 年 3 月 18 日~4 月 20 日	▶ 競争的対話の実施
平成 27 年 5 月 20 日	> 第二次審査書類の提出期限
平成 27 年 6 月頃	▶ 優先交渉権者の選定
平成 27 年 7 月頃	▶ 基本協定の締結
平成 27 年 8 月頃	▶ 運営権の設定
平成 27 年 9 月頃	▶ 実施契約の締結
平成 28 年 1 月頃	▶ 事業開始



